

I 利用に当たって

1 調査の概要

(1) 調査の目的

工業統計調査は、工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）により実施される。

(3) 調査の期日

平成 21 年工業統計調査は、平成 21 年 12 月 31 日現在で実施した。

(4) 調査の範囲

工業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成 19 年総務省告示第 618 号）に掲げる大分類 E—製造業に属する事業所（国に属する事業所を除く。）である。工業統計調査は、西暦末尾 0, 3, 5 及び 8 年については、全数調査を実施し、それ以外の年は、従業者 4 人以上の事業所を対象に調査を行っている。

なお、調査日現在において、休業中、操業準備中又は操業開始後未出荷の事業所については調査の対象としたが、集計には含まれていない。

(5) 調査の単位

個々の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く。）を調査の単位とした。

したがって、同一企業が複数の工場を所有している場合は、それぞれの工場ごとに調査した。

また、同一構内であっても経営主体が異なれば、それぞれ別の事業所として調査した。

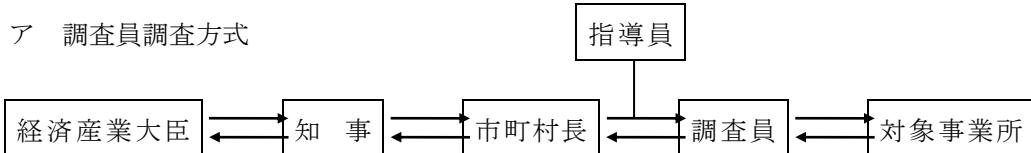
(6) 調査の種類

- ① 甲調査：従業者 30 人以上の事業所を対象として調査した。
- ② 乙調査：従業者 29 人以下の事業所を対象として調査した。

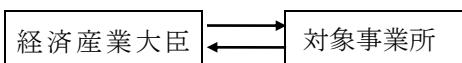
(7) 調査の方法

甲調査については「工業調査票甲」、乙調査については「工業調査票乙」をそれぞれ用い、申告者（事業所の管理責任者。本社一括調査企業に属する事業所にあっては、本社一括調査企業を代表する者。）の自計申告により行っている。

(8) 調査の系統



イ 本社一括調査方式



(9) 調査事項

調査事項は、巻末（付録）の工業調査票甲及び乙のとおりである。

(10) 事業所の産業の決定方法

産業別に集計するための産業格付けの方法は、次のとおりである。

ア 一般的な方法

- ①製造品が単品のみの事業所については、品目 6 衔番号の上 4 衔で産業細分類を決定する。
- ②製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上 2 衔の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので、上 2 衔の番号（中分類）を決定する。次に、その決定された上 2 衔の番号の品目について、前記と同様な方法で上 3 衔の番号（小分類）、さらに上 4 衔の番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付けとする。

イ 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により事業所の産業格付けをしているものがある。

2 用語の説明等

(1) 用語の説明

事　業　所	一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものである。
従　業　者　数	常用労働者数と個人事業主及び無給家族従業者数との合計である。
常　用　労　働　者	<p>次のいずれかの者をいう。</p> <p>ア　期間を決めず、又は 1 か月を超える期間を決めて雇われている者</p> <p>イ　日々又は 1 か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ 18 日以上雇われた者</p> <p>ウ　人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者等は上記に準じる。</p>

	<p>エ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者 オ 事業主の家族でその事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者</p>
個人事業主及び無給家族従業者	業務に従事している個人事業主及びその家族で無報酬で常時就業している者をいい、実務に携わっていない事業主とその家族で手伝い程度の者は含まれない。
現金給与総額	1年間に支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（賞与等）の額とその他の給与（退職金等）の額の合計である。
原材料使用額等	1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計であり、消費税額を含んだ額である。
原材料使用額	主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品等の使用額であり、原材料として使用した石炭、石油等も含んでいる。また、下請工場等に原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含んでいる。
燃料使用額	生産段階での使用額、荷物運搬用及び暖房用の燃料費、購入ガスの料金、自家発電用の燃料費等である。
電力使用額	購入した電力の使用額であり、自家発電は含んでいない。
委託生産費	原材料又は中間製品を他の企業等に支給して、製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃である。
製造等に関連する外注費	生産設備の保守・点検、機械の操作、梱包などの製造等に関連する外注費をいい、派遣、委託生産費などの外注費は含まない。
転売した商品の仕入額	1年間における実際に売り上げた転売品（在庫は含まない）に対応する仕入額をいう。
製造品出荷額等	1年間における製造品出荷額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額、加工賃収入額及びその他の収入額（修理料収入等）の合計であり、消費税等内国消費税を含んだ額である。
製造品の出荷	<p>事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の事業所に支給して製造させたものを含む。）を平成21年中にその事業所から出荷した場合をいう。また、次の場合も製造品の出荷に含まれる。</p> <p>ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの。） ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成21年中に返品されたものを除く。） エ 割引、値引されたものは、その分を差し引いた販売実価である。</p>

製造品出荷額	工場出荷額によっており、消費税等内国消費税を課せられたものは、その税額を含めた工場出荷額である。また、特定の品目をもたない製造工程より出たくず・廢物も含めている。
加工賃収入額	1年中に他の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他の所有に属する製品又は半製品に加工処理を加えた場合、これに対して受け取った加工賃又は受け取るべき加工賃である。
その他収入額	「製造品出荷額」及び「加工賃収入額」以外の収入（製造業以外の収入）である。
製造品、原材料及び燃料の在庫額並びに半製品及び仕掛品の価額	事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他企業の事業所に支給して製造させた委託生産品を含み、他から支給された原材料及び下請け賃加工した受託生産品並びに仕入れてそのまま販売するものはない。
有形固定資産に関する数字	1年間における数字であり、帳簿価額によるほか、次によっている。 ①建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額であり、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額である。 ②有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡し等の額である。
リース契約額	賃貸借契約であって、物件を使用する期間が1年を越え、契約期間中原則として中途解約のできないもので、平成21年1月から12月までにリース物件が納入、設置され検収が完了し物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額（リース料総額）で消費税を含んだ金額である。
リース支払額	平成21年1月から12月までにリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額で消費税を含んだ金額である。
事業所敷地面積	事業所が使用（賃借を含む。）している敷地の全面積である。
事業所建築面積	事業所敷地面積内にあるすべての建築物の面積をいう。また、調査日現在建築中のものであっても、帳簿に計上（建設仮勘定として計上）したものは含めている。
事業所延べ建築面積	事業所敷地面積内にあるすべての建築物の各階の面積の合計である。
公共水道	都道府県又は市町村によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水をいう。
工業用水道	飲料に適さない工業用水を供給する水道（工業用水道）から取水した水をいう。
上水道	一般の水道水のこと、飲料に適する水を供給する水道（上水道）から取水した水をいう。
井戸水	浅井戸、深井戸又は湧泉から取水した水をいう。
その他の淡水	公共水道、井戸水のいずれにも属さない淡水であって、回収水にも属さないものをいう。例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水した水（地表水）、河川敷又は

	旧河川敷内において、集水埋きよによって取水した水（伏流水）、農業用水路から取水した水、他の工場から供給を受けた水などをいう。
回 収 水	事業所内で一度使用した水を、冷却塔、戻水池、沈でん池、循環装置などの回収装置を通じて回収使用する水をいい、上記の施設を通さずに循環して使用しているものも含んでいる。
海 水	海及び河川のうち常時潮の影響を受けている部分から取水した水（塩素イオン濃度 200 P P M以上）である。
ボ イ ラ 用 水	ボイラ内で蒸気を発生させるために使用された水をいう。
原 料 用 水	製品の製造過程において、原料としてそのまま使用された水、あるいは製品原料の一部として添加使用された水をいう。
製品処理用水及び洗じょう用水	原料、半製品、製品などの浸漬や溶解等の物理的な処理を加えるために使用された水及び工場の設備又は原料・製品などの洗じょう用に使用された水をいう。
冷 却 用 水	工場の設備又は原料・製品などの冷却用に使用された水をいう。
温 調 用 水	工場内の温度又は湿度の調整などのために使用された水をいう。
その他の用途に使われた水	ボイラ用水、原料用水、製品処理用水及び洗じょう用水、冷却用水・温調用水に含まれない就業者の飲用、その他の雑用水をいう。
消費税を除く内国消費税額	酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計である。
推計消費税額	平成 13 年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものである。
内国消費税額	消費税を除く内国消費税額と推計消費税額の合計である。
算 式	生産額及び付加価値額等の諸算式は、次のとおりである。 ① 生産額 = 製造品出荷額 + 加工賃収入額 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末価格 - 半製品及び仕掛品年初価格) 従業者 29 人以下の事業所については、製造品出荷額と加工賃収入額の計の数値を生産額と読み替えている。 ② 付加価値額 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末価格 - 半製品及び仕掛品年初価格) - 内国消費税額 - 原材料使用額等 - 減価償却額 付加価値額は、従業者 30 人以上の事業所のものであり、従業者 29 人以下の事業所については、粗付加価値額の数値を付加価値額と読み替えている。 ③ 粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - 内国消費税額 - 原材料使用額等 ④ 原材料率 = $\frac{\text{原材料使用額等}}{\text{生産額} - \text{内国消費税額}} \times 100$

- $$⑤ \text{付加価値率} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{生産額} - \text{内国消費税額}} \times 100$$
- $$⑥ \text{現金給与率} = \frac{\text{現金給与総額}}{\text{生産額} - \text{内国消費税額}} \times 100$$
- $$⑦ 1 \text{事業所当たり製造品出荷額等} = \frac{\text{製造品出荷額等} - \text{内国消費税額}}{\text{事業所数}}$$
- $$⑧ \text{従業者1人当たり製造品出荷額等} = \frac{\text{製造品出荷額等} - \text{内国消費税額}}{\text{従業者数}}$$
- $$⑨ \text{有形固定資産投資総額} = \text{資産の取得額} + \text{建設仮勘定の年間増減(増加額} \\ - \text{減少額)}$$

従業者規模別

本文、表及びグラフでの従業者規模の区分は、次のとおりである。

従業者規模層	従業者規模		
	小規模層	中規模層	大規模層
	4~9人、10~19人、20~29人		
		30~49人、50~99人、100~199人、200~299人	
			300~499人、500~999人、1,000人以上

(2) 産業分類の名称

①本文、表及びグラフでの産業名の略称及び産業3類型の区分は、次のとおりである。

略 称	産 業 中 分 類	産業3類型		
		基礎素材型 〔基〕	加工組立型 〔加〕	生活関連・ その他型 〔生〕
食 料 品	09 食料品製造業			○
飲 料 ・ た ば こ	10 飲料・たばこ・飼料製造業			○
繊 維	11 繊維工業			○
木 材 ・ 木 製 品	12 木材・木製品製造業(家具を除く)	○		
家 具 ・ 装 備 品	13 家具・装備品製造業			○
パ ル プ ・ 紙	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	○		
印 刷	15 印刷・同関連業			○
化 学	16 化学工業	○		
石 油 ・ 石 炭	17 石油製品・石炭製品製造業	○		
プ ラ ス チ ッ ク	18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	○		
ゴ ム 製 品	19 ゴム製品製造業	○		
皮 革 製 品	20 なめし革・同製品・毛皮製造業			○
窯 業 ・ 土 石	21 窯業・土石製品製造業	○		
鉄 鋼	22 鉄鋼業	○		
非 鉄 金 属	23 非鉄金属製造業	○		
金 属 製 品	24 金属製品製造業	○		
はん用機械	25 はん用機械器具製造業			○
生産用機械	26 生産用機械器具製造業			○
業務用機械	27 業務用機械器具製造業			○
電 子 部 品	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業			○
電 気 機 械	29 電気機械器具製造業			○
情 報 通 信 機 械	30 情報通信機械器具製造業			○
輸 送 用 機 械	31 輸送用機械器具製造業			○
そ の 他	32 その他の製造業			○

②本文、表及びグラフで使用している工業統計産業分類は、原則として平成19年11月改定日本標準産業分類に準拠している。例外については以下のとおりである。

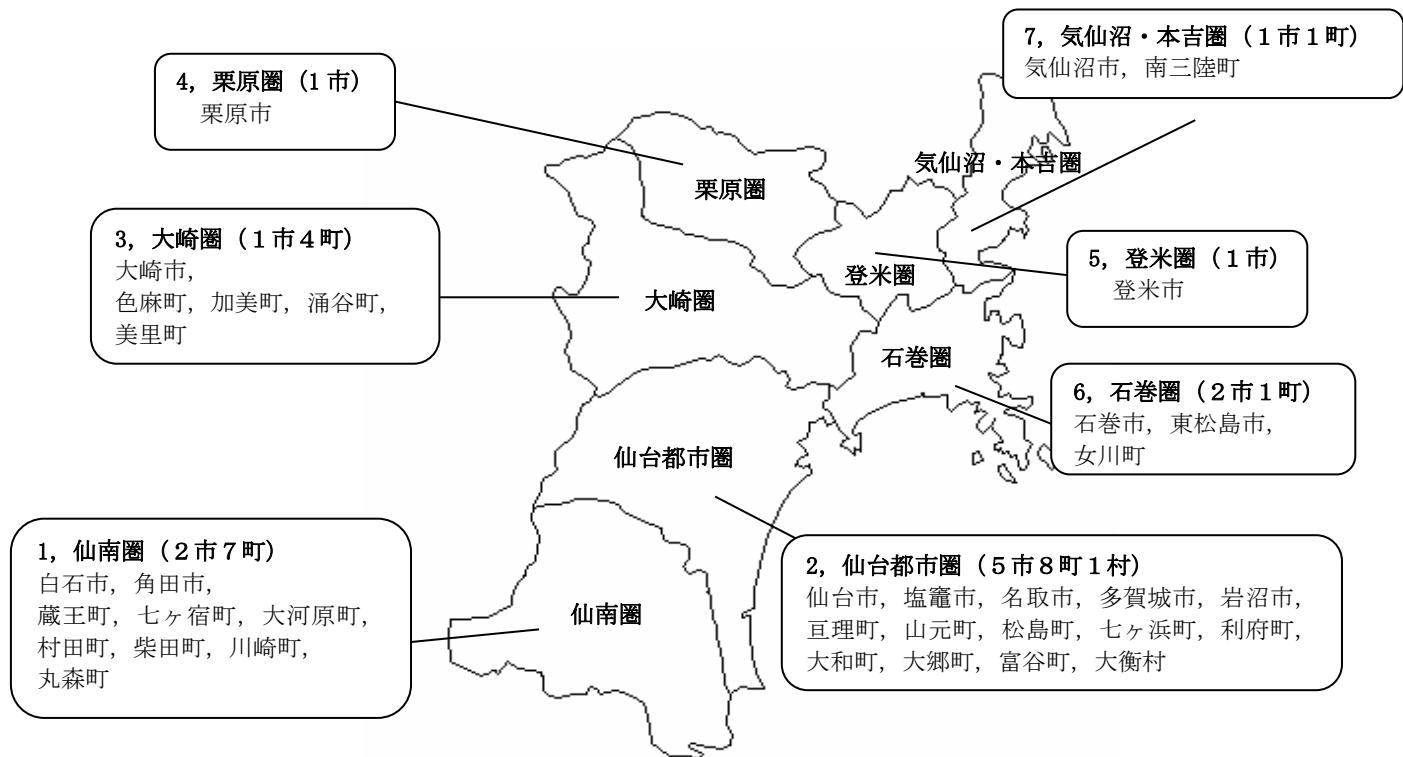
工業統計調査用産業分類	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業	1421 洋紙製造業
※右記の2細分類を統合している	1423 機械すき和紙製造業

③「中分類18 プラスチック製造業(別掲を除く)」の別掲については以下のとおりである。

製造品名	分類	製造品名	分類
家具・装備品	13	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
プラスチック製板	1521	漆器	3271
写真フィルム(乾板を含む)	1695	畳	3282
手袋	2051	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
耐火物	215	ほうき、ブラシ	3284
と石	2179	喫煙用具(貴金属・宝石製を除く)	3285
模造真珠	2199	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔法瓶	3289
注射筒	2741	看板、標識機	3292
義歯	2744	パレット	3293
装身具・装飾品・ボタン・同関連品 (貴金属・宝石製を除く)	322	モデル、模型	3294
かつら	3229	工業用模型	3295
時計側	3231	レコード	3296
楽器	324	眼鏡	3297
がん具、運動用具	325		

(3) 広域圏及び市町村区分

本文、表及びグラフでの広域圏の区分は次のとおりである。文中及び表中の市町村名及び集計数値については、調査期日である平成 21 年 12 月 31 日現在の市町村としている。



・平成 21 年 9 月に、気仙沼市及び本吉町が合併となったため、平成 20 年調査結果としての気仙沼市分は本吉町分を計上している。

(4) 留意事項

①平成 19 年 11 月に日本標準産業分類が改訂されたため、平成 20 年調査より産業分類が以下のとおり変更になった。

旧分類 (平成19年まで)		新分類 (平成20年以降)	
産業中分類番号	産業名称	産業中分類番号	産業名称
09	食料品製造業	09	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	10	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く)	11	繊維工業
12	衣服・その他の繊維製品製造業	12	木材・木製品製造業(家具を除く)
13	木材・木製品製造業(家具を除く)	13	家具・装備品製造業
14	家具・装備品製造業	14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	パルプ・紙・紙加工品製造業	15	印刷・同関連業
16	印刷・同関連業	16	化学工業
17	化学工業	17	石油製品・石炭製品製造業
18	石油製品・石炭製品製造業	18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)
19	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	19	ゴム製品製造業
20	ゴム製品製造業	20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	なめし革・同製品・毛皮製造業	21	窯業・土石製品製造業
22	窯業・土石製品製造業	22	鉄鋼業
23	鉄鋼業	23	非鉄金属製造業
24	非鉄金属製造業	24	金属製品製造業
25	金属製品製造業	25	はん用機械器具製造業
26	一般機械器具製造業	26	生産用機械器具製造業
27	電気機械器具製造業	27	業務用機械器具製造業
28	情報通信機械器具製造業	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電子部品・デバイス製造業	29	電気機械器具製造業
30	輸送用機械器具製造業	30	情報通信機械器具製造業
31	精密機械器具製造業	31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業	32	その他の製造業

Notes on changes:

- Category 11 (繊維工業) is combined (統合).
- Categories 12 (衣服・その他の繊維製品製造業), 13 (木材・木製品製造業(家具を除く)), 14 (家具・装備品製造業), 15 (パルプ・紙・紙加工品製造業), and 16 (印刷・同関連業) are partially transferred (一部移設).
- Category 22 (窯業・土石製品製造業) is partially transferred (一部移設).
- Category 26 (一般機械器具製造業) is partially transferred (一部移設).
- Category 27 (電気機械器具製造業) is partially transferred (一部移設).
- Category 28 (情報通信機械器具製造業) is partially transferred (一部移設).
- Category 29 (電子部品・デバイス製造業) is partially transferred (一部移設).
- Category 30 (輸送用機械器具製造業) is partially transferred (一部移設).
- Category 31 (精密機械器具製造業) is partially transferred (一部移設).
- Category 32 (その他の製造業) is partially transferred (一部移設).
- Category 25 (金属製品製造業) is split (分割).
- Category 26 (一般機械器具製造業) is split (分割).
- Category 27 (電気機械器具製造業) is split (分割).
- Category 28 (情報通信機械器具製造業) is split (分割).
- Category 29 (電子部品・デバイス製造業) is split (分割).
- Category 30 (輸送用機械器具製造業) is split (分割).
- Category 31 (精密機械器具製造業) is split (分割).
- Category 32 (その他の製造業) is split (分割).

- ②平成 20 年調査において、日本標準産業分類の改定が行われた。よって、平成 20 年の対前年増減率及び平成 19 年の数値は、平成 19 年調査の数値を新産業分類で再集計し計算している。
- ③平成 19 年調査において、従来にも増して事業所の捕そくを行っており、また、調査項目を変更（製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を項目追加）したことにより、平成 18 年以前の数値と平成 19 年調査以降の数値とは接続しない。
- ④全国の平成 16 年の数値は、「新潟県中越大震災に伴う平成 16 年工業統計調査の捕捉調査」結果（一部推計を含む）を加えたものである。
- ⑤日本標準産業分類第 11 回改訂（平成 14 年 3 月 7 日総務省告示第 139 号）に伴い、平成 14 年の調査から次のとおり変更されており、「もやし製造業」は、大分類『A-農業』へ、「新聞業」及び「出版業」は、大分類『H-情報通信業』へ移行し、工業統計調査の対象外となった。また、「電気機械器具製造業」は「電気機械器具製造業」「情報通信機械器具製造業」「電子部品・デバイス製造業」に分割され、「武器製造業」は、「その他の製造業」に移行している。このため、本書では、平成 13 年以前の数値は「印刷・同関連業」から「新聞業」「出版業」を除外する前の数値を記載している。
- ⑥この報告書の数値は、特にことわり書きのない場合、従業者 4 人以上の事業所で集計している。
- ⑦各表中の符号の用法は次のとおりである。
- 「-」は、皆無、又は該当数値がないもの。
- 「0」及び「0.0」は、増減なし、又は端数四捨五入による単位未満のもの。
- 「△」は、減少を示すもの。
- 「x」は、個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるので、数値を秘匿した箇所である。ただし、指定統計調査の結果における従業者数の取扱いについては、秘匿を解除することができることとなったため、平成 16 年公表より従業者数の秘匿は行っていない。
- ⑧数値の単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。
- ⑨この報告書における全国の数値は、経済産業省経済産業政策局調査統計部「平成 21 年 工業統計表 産業編〔概要版〕」を使用している。
- また、本県が独自に集計し公表するもので、後日、経済産業省から公表される数値と相違する場合がある。

（5）問い合わせ先

宮城県震災復興・企画部統計課商工経済班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号 電話 022-211-2458

統計課ホームページアドレス <http://www.pref.miyagi.jp/toukei/>